

## 再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いいたします。

2013年4月12日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

### 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3. プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

### 【5. プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6. 業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7. その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご対応の程よろしくお願い致します。詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそるわない場合には、プレゼンテーションを実施しただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

再公示：次の案件については、3月21日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：再公示 1 国名：パプアニューギニア 担当：パプアニューギニア事務所  
案件名：運輸省海上交通部門能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（海事行政）

1 今回契約予定のコンサルタント  
海事行政 2号

2 契約予定期間：全体 2013年5月中旬から2013年7月下旬まで  
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M  
海事行政 5 45 5 2.00  
（現地：1.50M/M、国内：0.50M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：4月25日（12時まで）  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針	
ア 業務方針の的確性	3
イ 業務方法の整合性、現実性等	6
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	1
(2) 業務従事者の経験能力等	
ア 担当事項：海事行政	
（ア）類似業務の経験	45
（イ）対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	9
（ウ）語学力	18
（エ）その他 学位、資格等	18
	（計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）  
対象国/地域：パプアニューギニア/全途上国  
類似業務：海事行政に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。  
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

パプアニューギニア国（以下、「パ」国）は、首都やその他主要都市が位置するニューギニア島を中心に、大小合わせて600を超える島々から形成されている。また、ニューギニア島の中央には3,000～4,000m級の山脈が連なり国土を分断しており、山岳部以外は深い熱帯雨林に覆われている。このような険しい地形条件により、幹線道路網にも多くのミッシングリンクがあることに加え、毎年地すべりや洪水等の自然災害が頻発し、重要な幹線道路であっても頻繁に寸断されている。こうした背景から、「パ」国では伝統的に陸上交通が発達せず、代わりに人・物資の移動を海上交通に頼ってきた。現在でも、「パ」国内22州のうち14州が「Maritime Province」と定義されており、それらの州の人口の59%が陸上・航空交通にアクセスできず、海上交通に依存している。このような背景のもと、「パ」国は長期計画である「Papua New Guinea Development Strategic Plan 2010-2030」、中期計画である「Medium Term Development Plan 2011-2015」で、既存港湾施設の改修、拡大および行政能力の強化を重点課題として挙げている。

一方、「パ」国内主要港の港湾施設は1960～70年代に建設されたものが中心で、老朽化が激しく、また国際、国内貿易の増大に伴う需要の拡大、船舶の大型化・コンテナ化に対応できていないのが現状である。加えて、港湾および海事行政という観点でも、管理規制の役割の一部が運輸省（Department of Transport、以下「DoT」）から、PNG Ports Corporation Ltd（以下、「PNGPCL」）、National Maritime Safety Authority（以下、「NMSA」）等の機関に委譲されている一方で、責任の所在の曖昧さや、意思決定プロセスの複雑化といった課題を抱えている。

DoTは「パ」国内における港湾・海事行政の最上位官庁であるが、上記のような組織運営上の課題の他に、職員の専門性、能力の不足が問題となっている。かかる状況を受け、「パ」国政府から我が国に対し、DoTの能力向上のための技術協力プロジェクトの要請があった。本技術協力プロジェクト「運輸省海上交通部門能力強化プロジェクト」

(以下「本プロジェクト」)は、DoTをカウンターパート(C/P)とし、本調査は本プロジェクトのPDM、POを含む詳細計画を先方と協議、策定するとともに、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集・分析することを目的として実施する。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の団員と協力して、担当分野に係る以下の業務を行う。また、本コンサルタント団員は、港湾行政団員が行う取りまとめ作業に協力すること。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### [ 海事行政 ]

#### (1) 国内準備期間(2013年5月中旬)

ア 本プロジェクトの要請背景・内容を把握する(関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。

イ 担当分野に係る事前調査計画・方針案を検討する。

ウ 現地調査で収集すべき情報を検討する。

エ PDM(案)、PO(案)及び事業事前評価表(案)の担当分野関連部分を作成する。

オ 「バ」国関連機関(C/P機関)等に対する質問表(案)(英文)を作成する。

カ 他ドナーが実施する類似プロジェクト及び当該分野の分析に関する資料・情報の収集、分析を行う。

キ 「バ」国に定期便を就航している我が国の海運会社を訪問し、主要取引貨物や課題についてヒアリングを行う。

ク 本調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

#### (2) 現地派遣期間(2013年5月下旬～7月上旬)

ア JICAパプアニューギニア事務所等と調査計画の打合せを行う。

イ 「バ」国関係機関(DoT等)に対して担当分野に係る調査計画の説明、確認を行う。

ウ DoTの海事行政に関する組織体制、保有人材、現状の課題について調査する。

エ PNGPCL及びNMSAの役割、業務内容について調査し、海事行政という観点でDoTとの関係における問題点、課題を分析する。

オ PNGPCLが管理する3港(ポートモレスビー、レイ、マダン)およびPNGPCLの管轄外の2港(モトキア、マダン)及びNMSAの管理する施設を訪問し、港湾管理業務及び海事関連業務の現状を調査する。

カ 上記オで訪問する港湾を使用する民間船舶会社を訪問し、主要取引貨物や海事行政に対する満足度、課題等を調査する。

キ 上記調査結果を踏まえ、「バ」国の海事行政の現状と課題について、今後「バ」国関係機関並びにドナーとの協議に活用可能なレベルの資料(英文、和文)として取りまとめる。その際、課題とした事項については論拠も明確にすること。

ク 現地調査結果を踏まえ、先方と協議の下、プロジェクト基本計画の修正、合意文書の取りまとめに協力し、担当分野に係るPDM(案)、PO(案)の作成に協力する。なお、海事行政に関するコンポーネントは要請書には含まれていないため、先方と協議する際は留意すること。また、協力コンポーネントは港湾開発戦略、行政機構改編の観点から検討する。人材が著しく不足している場合は、必要最低限かつ現実的なDoTの体制につき提案し、先方と協議する。

ケ 「バ」国関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)及びM/M(案)の取りまとめに協力する。

コ 担当分野に係る現地調査結果をJICAパプアニューギニア事務所等に報告する。

#### (3) 帰国後整理期間(2013年7月中旬)

ア 事前事業評価表(案)の作成に協力する。

イ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

ウ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成し、全体の取りまとめに協力する。

## 9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は下記(2)調査報告書(海事行政)とする。

### (1) 業務計画書

和文1部(JICAパプアニューギニア事務所)

### (2) 調査報告書(海事行政)

和文1部(JICAパプアニューギニア事務所)

なお、上記成果品は電子データでのみ提出することとし、製本版の提出の必要はない。

## 10 特記事項

### (1) 業務実施上の留意点

ア 航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路:東京 ポートモレスビー

イ 本コンサルタント団員は主にポートモレスビーにて業務を行うが、地方州へ出張を行うことが想定されてい

る。出張旅費については、別途JICAが規定に基づき支給することとする。

ウ 「パ」国の物価の高騰に伴う措置として、首都ポートモレスビーのホテル宿泊については一泊27,300円にて経費を計上すること。なお、地方部での宿泊については通常の単価を適用する。プロポーザル作成時においては、全泊数（44泊）を首都のホテル泊とし、27,300円で計上すること。なお、宿泊日数の遞減率は適用しない。

(2) プロポーザル提案事項

業務実施方針・方法をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料をご希望の方は、JICAパプアニューギニア事務所

（担当：谷口/E-mail: Taniguchi.Yoshikazu@jica.go.jp）

までご連絡ください。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 調査団構成

本調査団の構成（予定）は以下のとおり。

(ア) 総括（JICAパプアニューギニア事務所）

(イ) 協力企画（JICAパプアニューギニア事務所）

(ウ) 港湾行政（コンサルタント）

(エ) 海事行政（コンサルタント）

(オ) 評価分析（コンサルタント）

イ 緊急連絡網の整備、通信手段の常時確保に協力するほか、昼間であっても借り上げ車両以外の手段による移動は禁止とし、夜間の外出は原則として一切控える。なお、警備会社もしくは警察による移動時の車両エスコートなど、必要な安全対策はJICAパプアニューギニア事務所が手配する。